

# 結核に関する特定感染症予防指針について ～ 管理検診～

# 感染症法第53条の13に規定する精密検査(管理検診)について

- 管理検診とは、結核登録票に登録されている者に対して、感染症法第53条の13に基づき、エックス線検査他による精密検査を実施することをいう。
- 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、必要があると認めるときは管理検診を実施し、最近6月以内の病状に関する診断結果を把握する。

## 結核登録票に登録されている者 (法第53条の12)

- ・結核患者
- ・省令で定める結核回復者

## 結核回復者 (施行規則第27条の7)

- ・結核医療を必要としないと認められてから2年以内の者
- ・結核再発のおそれが著しいと認められる者

## 再発のおそれが著しいと認められる者 (課長通知)

- (1) 再発のあった者
- (2) 受療状況が不規則であった者
- (3) 抗結核薬に耐性のあった者
- (4) 糖尿病・塵肺・人工透析患者、副腎皮質ホルモン剤使用患者、その他の免疫抑制要因を持った者
- (5) その他保健所長が必要と認める者

## 精密検査の方法 (法第53条の13、施行規則第27条の9)

- ・エックス線検査
- ・結核菌検査
- ・聴診
- ・打診
- ・その他必要な検査

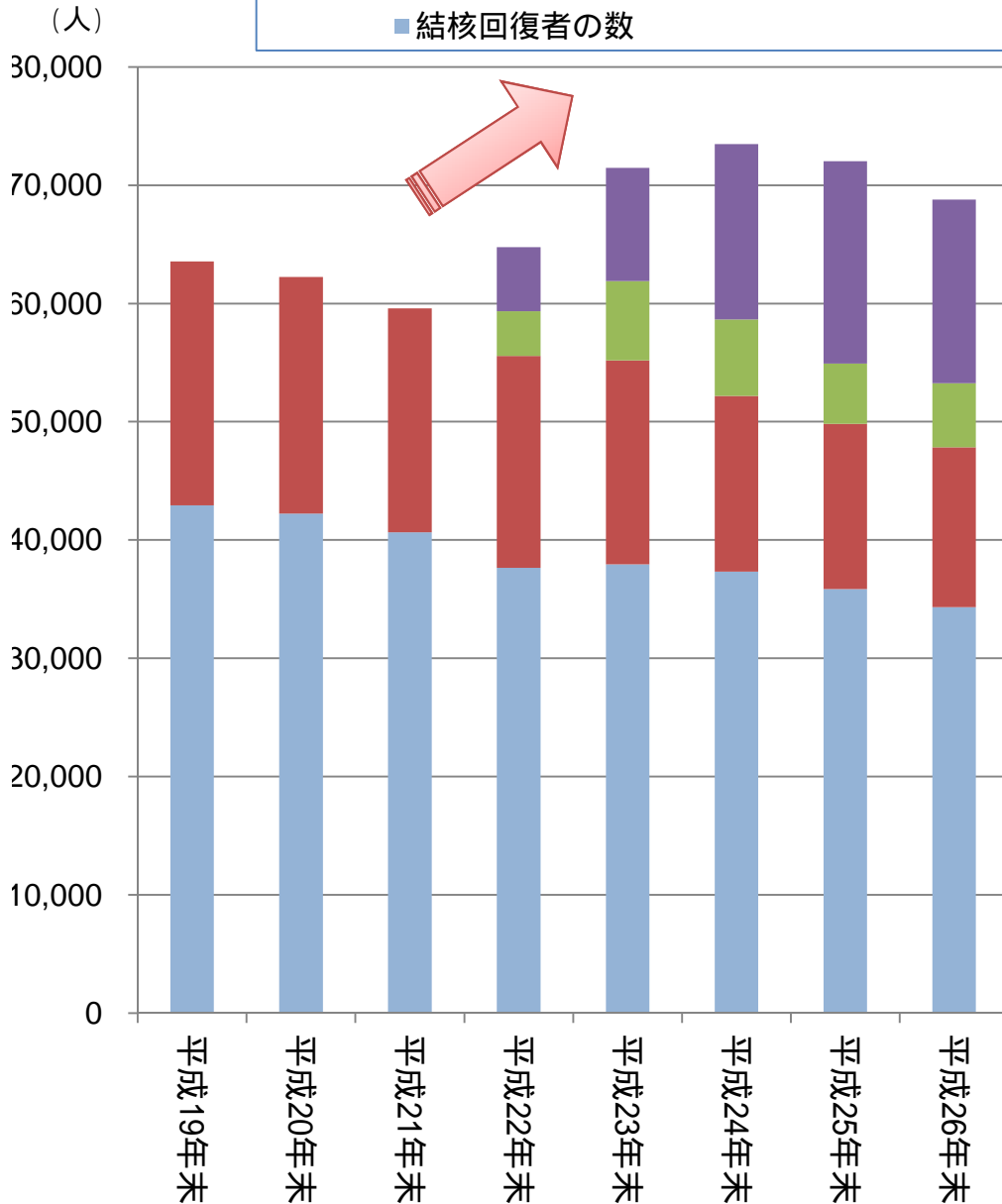
## 登録者の病状把握の適正な実施 (課長通知)

- 1 保健所長は、最近6月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に行うこと。
- 2 管理検診以外の方法により把握できる場合には、重複して管理検診を実施することがないよう関係機関との連携を密にすること。
- 3 関係機関及び登録者本人等に対して、協力を得られるよう努めること。

# 年末時登録者数の推移

潜在性結核感染症 (LTBI) が追加された影響

- LTBI治療後、経過観察中の者の数
- LTBI治療中の者の数
- 活動性結核の数
- 結核回復者の数



## 登録時の活動性分類の区分 (課長通知)

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性
- 6 潜在性結核 (←平成22年1月に追加)



年末時の「活動性結核」及び「結核回復者」の数は減少しているが、平成22年1月に潜在性結核が追加されたことにより、「LTBI治療中」及び「LTBI治療後に経過観察中」の者が、登録者として扱われることになった結果、登録者数が増加している。

# 平成24年登録者の治療完遂後の肺結核の発症

管理検診において、多くの場合、肺結核の発症を念頭においてエックス線検査が実施されているが、平成24年登録の肺外結核及び潜在性結核感染症(LTBI)で治療を完遂後、2年間に肺結核を発症した者は、0.20%、0.13%であった。

肺外結核の患者(肺結核を合併した患者を除く。)

肺結核発症まで	半年	1年	1年半	2年
4,051人中	4人	0人	1人	3人
	計 8人 0.20%			

発見契機  
 ・管理検診 4人  
 ・医療機関受診 4人

潜在性結核感染症の者

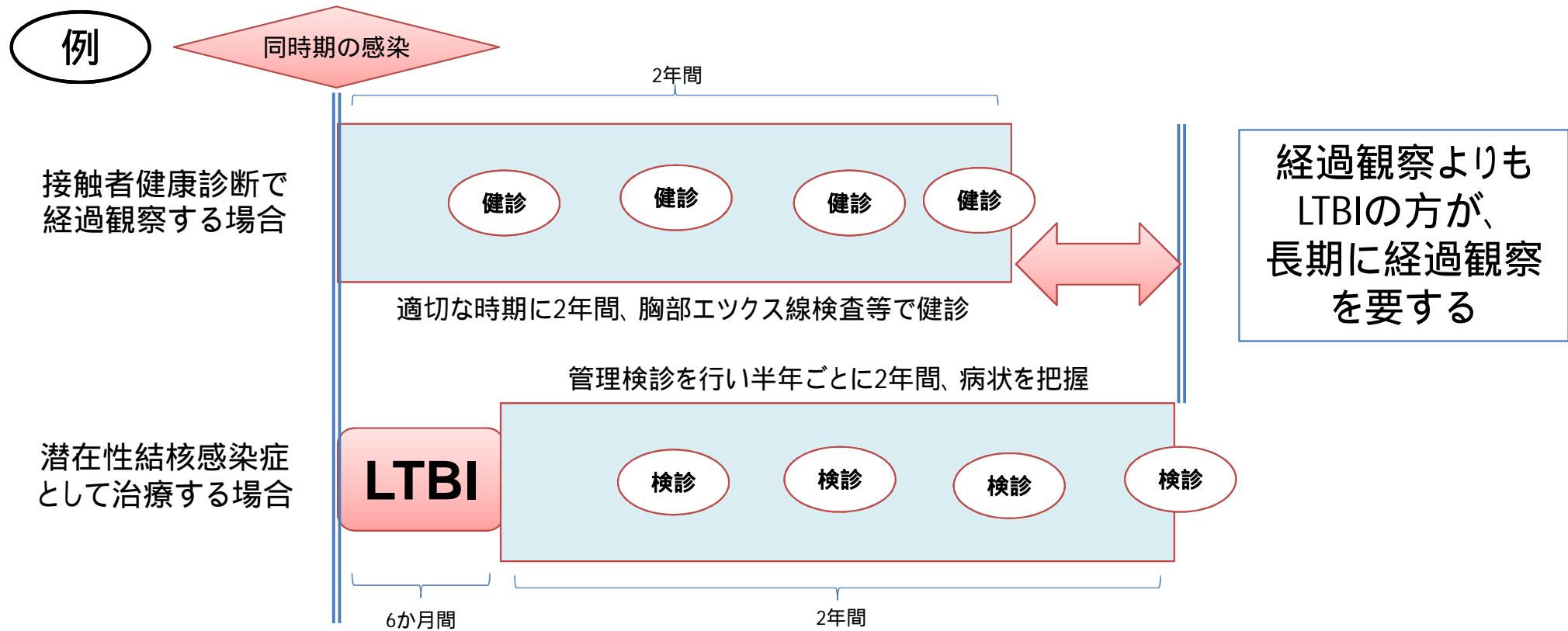
肺結核発症まで	半年	1年	1年半	2年
7,828人中	0人	2人	2人	6人
	計 10人 0.13%			

発見契機  
 ・管理検診 4人  
 ・定期健診 1人  
 ・医療機関受診 5人

出典:結核登録者情報システムから集計、及び「結核に関する特定感染症予防指針」の進捗状況に関する調査について(依頼)。(事務連絡平成27年10月7日厚生労働省健康局結核感染症課)に基づき、142自治体(都道府県47、政令指定都市20・中核市45・保健所設置市7・特別区23:市及び特別区)に対して調査した結果

# LTBIの治療を行った者と、経過観察する者の違い

結核の接触者に健康診断を行う場合は、一般的には接触から2年間、経過観察を行う。潜在性結核感染症 (LTBI) の治療を行う場合は、治療終了後2年間、最近の病状を把握する。現状では、発症のリスクを下げるLTBIの治療を行った方が、長期に渡り経過観察を要する。



# 管理検診について

## 現状

- 平成22年に活動性分類を変更した。保健所長は、潜在性結核感染症(LTBI)を含む全ての者に対して、治療終了後2年間、必要な場合は管理検診を実施し、最近の病状を把握している。
- 年末時の「活動性結核」及び「結核回復者」の数は減少しているが、LTBIの「治療中」及び「治療後に経過観察中」の者の分、最近の病状を把握する必要がある者の数が増加しており、自治体において、管理検診の受診勧奨や病状把握の業務が増えている。
- 肺外結核及びLTBIで治療完遂後、2年間で肺結核を発症した者は、0.20%、0.13%であった。

## 課題

- 結核を発症していない感染者に対して、経過観察を行う場合よりも、発症のリスクを下げるLTBIの治療を行った方が、一般的には、長期に渡り経過観察を要する。

## 提案

- 肺外結核やLTBIの治療完遂後の病状把握は、定期的に(あるいは有症状時に)医療機関を受診するよう指導を徹底し、その診断結果を把握するべきではないか。
- LTBIの者については、原則として、医療を必要としないと認めてから2年間登録するが、発症のリスクが高くないと保健所長が判断した者に限り、2年間のうち適当な時点において、結核回復者から外す(登録を削除する)ことができることとしてはどうか。(但し、施行規則の改正を要する。)